

練馬区チャレンジオフィス職場体験実習実施要綱

令和3年10月22日

3練福障第1007号

(趣旨)

第1条 この要綱は、練馬区職員障害者活躍推進計画に基づくチャレンジオフィス職場体験実習（以下「実習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施時期)

第2条 実習の実施時期は、別途、実習生募集要項（以下「募集要項」という。）にて定めるものとする。

(実施場所)

第3条 実習は、原則として、練馬区役所内に設置するチャレンジオフィス執務室において行うものとし、必要に応じて、練馬区役所の各部署において行うものとする。

(実習対象者)

第4条 実習の対象者は、つぎに掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 練馬区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する16歳以上の者であること。
- (2) 身体障害、知的障害または精神障害を有する者で、一般就労を希望していること。
- (3) 第7条第1項の規定により定める実習期間中、実習を安定して行うことが可能であること。
- (4) 就労支援機関または特別支援学校等（以下「支援機関等」という。）に所属または登録しており、実習期間中、当該支援機関等のサポートが受けられること。
- (5) 実習対象者本人が所属または登録している支援機関等が、当該実習の実施について了承していること。
- (6) 実習対象者本人の障害の程度、特性等について、区と支援機関等が情報共有することについて、了承していること。

(実習生の募集)

第5条 実習生の募集は、募集要項に基づき行うものとする。

(実習生の決定)

第6条 実習生の決定は、募集要項に基づき応募のあった者の中から、提出書類、必要に応じて実施するヒアリング等に基づき、実習の必要性、効果等を総合的に考慮して行うものとする。

(実習期間等)

第7条 実習生1人当たりの実習期間は、10日間を基準とし、区、実習生および支援機関等で協議の上、決定するものとする。

2 実習は、平日に行うものとする。

3 実習は、原則として午前10時から午後4時までの間で行うこととし、実習生の障害の程度、特性等、業務内容等に応じて、区、実習生および支援機関等で協議の上、決定するものとする。

(サポート体制の明示)

第8条 支援機関等は、事前に実習開始前および実習期間中のサポート体制を区に明示するものとする。

(業務の選定)

第9条 実習期間中に実施する業務は、チャレンジオフィスで行う通常業務の中から選定する。ただし、業務内容は、実習の実施状況等に応じて、区、実習生および支援機関等で協議の上、適宜見直しを行うものとする。

(支援機関等の支援)

第10条 支援機関等は、実習期間中必要に応じて職場訪問や実習生との面談を行い、実習を行う上での助言等を行うものとする。

(実習評価)

第11条 区は、実習生の実習期間中の勤務状況等について、別に定めるチャレンジオフィス職場体験実習評価表(以下「評価表」という。)により評価を行い、支援機関等と共有するものとする。

2 実習生および支援機関等は、前項の評価表を基に区と意見交換を行うことができる。

3 第1項の評価表は、支援機関等との協議の上、別途支援機関等の指定する様

式に替えることができる。

(費用等)

第12条 実習に係る交通費等は、自己負担とする。

2 実習に係る日当等の賃金は、支給しないものとする。

(損害賠償等)

第13条 実習に当たり、実習生は、実習中または通勤中の事故等に関する傷害保険および損害賠償保険に加入しなければならない。

2 実習生の実習中および通勤中の事故等については、実習生が加入する傷害保険により補償するものとし、保険の利用に関する必要な手続は、実習生と支援機関等が行うものとする。

3 実習生が区または第三者に損害を与えた場合は、法令等に従って処理するものとし、当該損害に係る損害賠償保険の利用に関する必要な手続は、実習生と支援機関等が行うものとする。

(誓約書等)

第14条 実習開始前に、実習生は承諾書兼誓約書（第1号様式）を、当該実習生のサポートを行う支援機関等は誓約書（第2号様式）を、それぞれ区長に提出しなければならない。

(情報提供)

第15条 区は、実習生の障害の程度、特性等について、必要に応じ、支援機関等に対して情報の提供を求めることができる。

(実習における疑義)

第16条 実習の実施等に関して、疑義が生じた事項については、区、実習生および支援機関等で協議の上、決定するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。